令和８年（フ）第１９７号
佐賀県小城市牛津町上砥川405番地57　エンタルコーポ　201号
債務者　太田美代子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３９号
宮崎県日向市大字日知屋16196番地５　市営塩田住宅１棟12号
債務者　黒木美由紀
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第５２号
沖縄県名護市城二丁目４番24―403号　エアリー・たか
債務者　新城　美香
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第６４号
岩手県大船渡市猪川町字中井沢78番地２　県営住宅５号棟103号
債務者　熊谷　恵実
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６５号
岩手県陸前高田市高田町字栃ヶ沢210番地１県営住宅１号棟801号室、前住所岩手県陸前高田市高田町字中田62番地２　ビレッジハウス陸前高田１号棟102号
債務者　熊谷与志昭
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６８号
岩手県一関市地主町７番４号
債務者　田村　和之
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１０４７号
東京都府中市若松町１丁目19番地の３ジュネスマンション202
債務者　橘　　龍二
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０６号
金沢市専光寺町ニ41番地５
債務者　平嶋いつみ
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１９号
金沢市金石東１丁目11番６号　市営住宅６棟304号、従前の住所金沢市上荒屋８丁目69番地　ビレッジハウス金沢タワー１号棟610号（従々前の住所）神奈川県横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区13棟206号
債務者　鈴木　恭子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２９号
金沢市新保本１丁目366番地１　ルミエール21・105号、従前の住所金沢市泉本町６丁目94番地２　ヴィーナス泉本町101号
債務者　藤永　　努
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３号
福井県大飯郡おおい町岡田第25号25番地
債務者　井上麻由佳
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第４４号
福井県敦賀市野神40号240番地　（株）アイビックス敦賀寮317号室
債務者　浅野　典幸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第２９９２号
大阪市西成区山王２丁目15番17号　融得マンション　333号
債務者　森　　竜平
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０５９号
大阪市平野区長吉長原１丁目２番47号　307
債務者　今村奈津美
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４４号
大阪市東淀川区瑞光５丁目３番１―106号
債務者　本村　慶秋
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８１５号
大阪府守口市大久保町３丁目14番１―101号
債務者　岡村　景子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部